

## 健康福祉局情報化推進委員会設置要綱

平成19年4月19日  
19川健庶第243号

(設置)

第1条 局情報化推進委員会設置要綱（平成19年3月30日18川総シ企第1351号）第1条の規定に基づき、健康福祉局情報化推進委員会（以下「情報化推進委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 情報化推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総務部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部庶務課長
- (2) 総務部企画課長
- (3) 総務部施設計画・整備担当課長
- (4) 地域包括ケア推進室担当課長
- (5) 長寿社会部高齢者事業推進課長
- (6) 長寿社会部高齢者在宅サービス課長
- (7) 長寿社会部介護保険課長
- (8) 健康安全部健康増進課長
- (9) 健康安全部環境保健課長
- (10) 健康安全部医事・薬事課長
- (11) 健康安全部生活衛生課長
- (12) 健康安全部健康危機管理担当課長
- (13) 医療政策推進室担当課長
- (14) 地域福祉部地域福祉課長

- (15) 地域福祉部保険年金課長
- (16) 地域福祉部長寿医療課長
- (17) 地域福祉部収納管理課長
- (18) 生活保護・自立支援室担当課長
- (19) 障害保健福祉部障害計画課長
- (20) 障害保健福祉部障害福祉課長
- (21) 障害保健福祉部精神保健課長
- (22) 障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課長

(会議等)

第3条 情報化推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

3 情報化推進委員会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(所掌事務)

第4条 情報化推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 局内の情報化施策の推進に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項

(検討部会)

第5条 情報化推進委員会に、局内の情報化施策に係る課題に関する専門的な調査検討を行うため、必要に応じて検討部会を置くことができる。

2 検討部会は、委員長が指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第6条 情報化推進委員会及び検討部会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月19日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日20川健庶第195号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日20川健庶第2174号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日24川健庶第407号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日25川健庶第327号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日26川健庶第159号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。